

京都市交通局管理規程第9号

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を改正する規程

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「安全運行管理官」の下に「運転係長」を加え、同条第2項中「第4条」を「第3条」に、「第5条」を「第4条」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(運転係長)

第9条 運転係長は、安全運行管理官の命を受け、所属の係員を指揮監督して、高速鉄道の運転計画、運転指令計画、連絡運輸、相互直通運転、直通運転、運転指令等に関する業務を処理し、安全運行管理官に事故があるときは、主管事務についてその職務を代理する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)